

15) 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1)製品及び商品、仕掛品……………総平均法による低価法。

(2)原材料、貯蔵品……………月次移動平均法による低価法。

4. 固定資産の減価償却方法

(1)有形固定資産

建物(建物付属設備を除く)は定額法、建物以外は定率法によっております。

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3)長期前払費用

定額法によっております。

5. 重要な引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、当社内規に定める期末要支給額を計上しております。ただし、第106回定時株主総会開催日の翌日以後に係る取締役退職慰労金の積み立ては取締役会の決議をもって停止しております。取締役の既積立額は退任時に株主総会の決議をもって支払うことしております。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

(2)自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準

「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準によっております。これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

(3)1株当たり情報

「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針によっております。